

枚方市規則第 10 号

枚方市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

枚方市営住宅条例施行規則（平成6年枚方市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に、「又はロ」を「からハまで」に改め、同号イ中「規定による一時保護又は」を「一時保護、」に改め、「規定による保護」の次に「又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項本文の規定による保護」を加え、同号に次のように加える。

ハ 婦人相談所が発行する配偶者暴力防止等法第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けている旨の証明書その他これに相当する書面として別に定めるものの交付を受けている者

附 則 [令和5年3月27日公布]

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条第8号の規定は、この規則の施行の日以後の枚方市営住宅条例（平成6年枚方市条例第10号）第22条第1項の規定による入居の申込みに係る同条例第20条に規定する入居者資格を有する者について適用し、同日前の同項の規定による入居の申込みに係る同条に規定する入居者資格を有する者については、なお従前の例による。